

公立沖縄北部医療センター 附属診療所について

令和8年3月26日協議会
公立沖縄北部医療センター整備協議会事務局
(沖縄県北部医療組合)

1. 県及び北部12市町村立診療所の現状 (令和7年12月の診療所に関する収支状況調査の結果)

令和8年1月30日更新

1

★へき地診療所

No.	区分	主体	診療所名	診療科目	診療所建物の概要	運営形態	運営団体	委託・指定管理期間	市町村の助成状況 (指定管理料財源)
1★	県立	県病院事業局	伊平屋診療所	内科、外科、小児科	昭和56年3月165.11㎡	直営	沖縄県病院事業局	—	無医地区医師配置事業
2★			伊是名診療所	内科、小児科、救急診療	昭和51年3月184.33㎡	直営	沖縄県病院事業局	—	無医地区医師配置事業
3★	市町村立	名護市	久志診療所	内科、循環器内科、整形外科	平成15年3月276.69㎡	指定管理	(公社)北部地区医師会	R4.4～R9.3	(沖縄県へき地診療所運営費補助金、単費)
4			屋我地診療所	小児科、内科	平成3年3月240.16㎡	指定管理	(公社)北部地区医師会	R5.4～R10.3	設備機器購入
5			名護市スポーツリハビリセンタースポーク・クリニック	内科、整形外科、リハビリテーション科、精神科	平成20年10月1,917.501㎡	指定管理	NPO法人国際リハビリテーション・スポーツ振興協会	H21.4～R11.3	設備機器改修
6★		国頭村	国頭村立診療所	内科、小児科	平成8年5月352㎡	指定管理	(一財)琉球生命済生会	R4.4～R8.3	—
7★			東部へき地診療所	内科	昭和60年1月83.3㎡	指定管理	北原国際病院	R7.4～R11.3	(沖縄県へき地診療所運営費補助金、一財)
8★	市町村立	東村	東村立診療所	内科、外科	平成23年3月250.97㎡	委託	(公社)北部地区医師会	単年度更新	設備機器購入、施設管理(過疎債)
9★		大宜味村	大宜味村立診療所	内科、小児科、心療内科、精神科、外科、眼科、消化器内科、皮膚科	平成22年3月361.62㎡	委託	個人	単年度更新	設備機器購入、改修(過疎債)
10★		伊江村	伊江村立診療所	内科、外科、小児科、整形外科、人工透析内科	【診療所】平成5年3月2,043.66㎡ 【透析センター】平成26年3月2,783㎡	直営	伊江村	—	設備機器購入(防衛施設周辺調整交付金)
11		恩納村	恩納クリニック	内科、循環器科、胃腸科、呼吸器科、小児科	平成18年5月559.09㎡	指定管理	医療法人恩和会	H28.4～R8.3	設備機器リース
12		金武町	きんクリニック	一般内科、皮膚科、小児科、糖尿病内科	昭和56年1月413.19㎡	指定管理	医療法人きんクリニック	H28.9～R8.8	—

《参考》診療所への財政支援について

下記2事業は、現在の県立及び市町村立診療所に対して実施されている補助事業であり、診療所の安定的な運営に不可欠な支援策となっている。

このため、公立沖縄北部医療センター附属診療所への移管にあたっては、下記事業の継続実施について関係者間で協議していく必要がある。

1 無医地区医師配置事業（「県立病院医師確保支援事業」の細事業）

《補助概要》 医師確保が困難な県立離島診療所に対し、医師配置に必要な人件費（給与）を補助

《財 源》 沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）

《補助スキーム》 内閣府(8/10)→ 県→ 病院事業局（補助率8/10）

※県立診療所のみ補助対象

《補助実績(北部診療所分)》 伊平屋診療所分：14,119千円
伊是名診療所分：14,313千円

令和6年度実績

※伊平屋及び伊是名診療所については、上記支援により診療所収支の黒字化が見込まれる。

2 へき地診療所運営補助事業

《補助概要》 へき地診療所を運営する市町村に対し、予算の範囲内で当該診療所の運営に要する経費を補助

《財 源》 厚生労働省補助金（医療施設運営費等補助金）

《補助スキーム》 厚生労働省(3/4)→ 県(1/4)→ 市町村

※市町村のみ補助対象

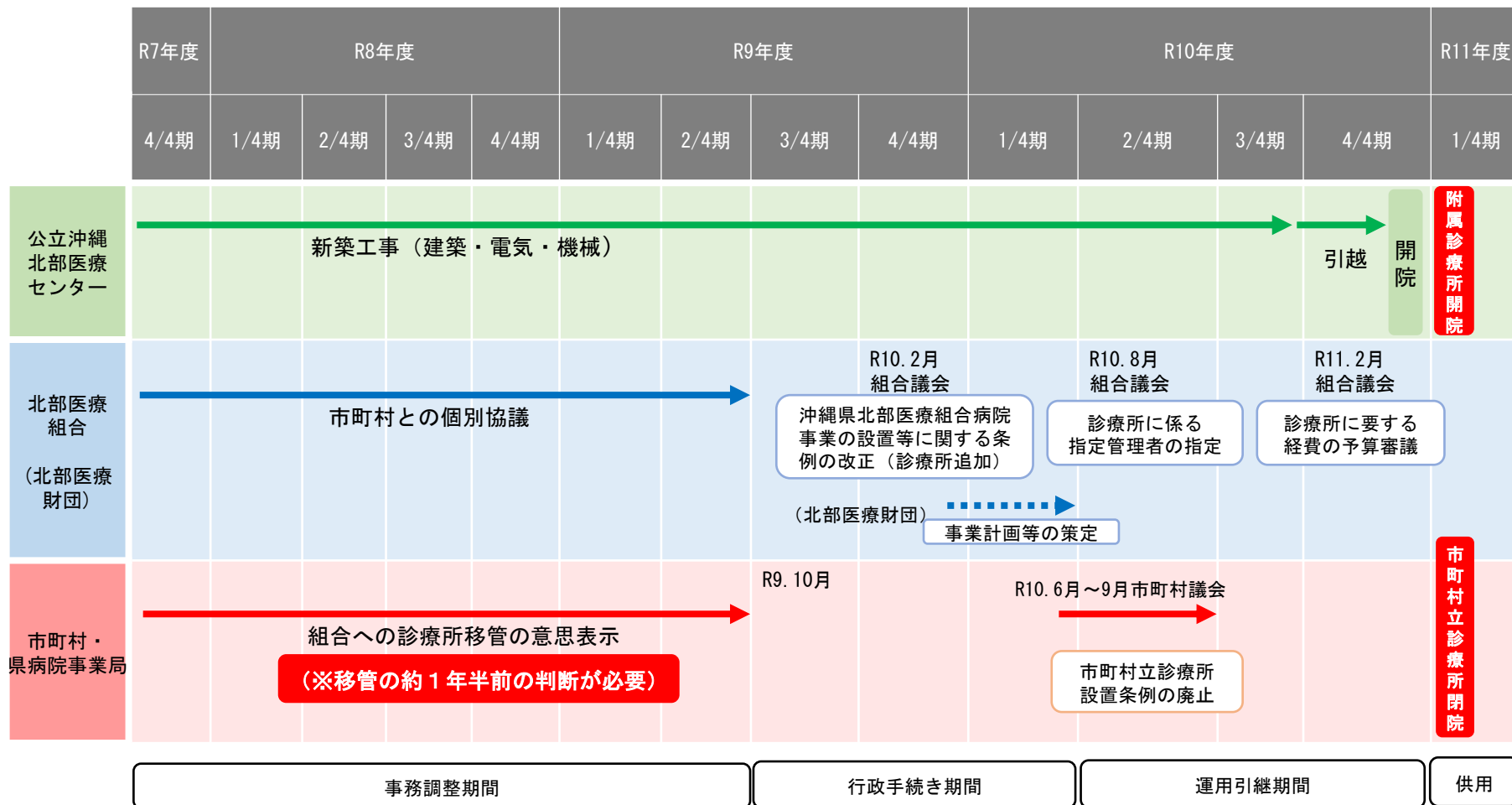
《補助実績(北部診療所分)》 久志診療所（名護市）：5,126千円
東部へき地診療所（国頭村）：11,491千円

令和6年度実績

2. 附属診療所移管スケジュールイメージ

※ 令和11年4月1日に市町村立診療所から公立沖縄北部医療センター附属診療所へ移管するとした場合の現時点の想定スケジュールは以下のとおり。

移管に伴う行政手続き等の準備期間を踏まえると、概ね移管の約1年半前までには、移管の判断を行う必要がある。



3. 附属診療所となる場合の協議事項について

1 附属診療所となる診療所について

- ① 移管方法や時期については関係者間で個別に協議を進めていく。
- ② 時期については期限を設けない。

2 附属診療所となる場合の関係法令（地方自治法、医療法）の位置づけ、既存団体との関係

- ① 設置主体は沖縄県北部医療組合となる。
- ② 経営主体は沖縄県北部医療財団の指定管理の範囲に含める。
- ③ 移管する用意ができ次第、市町村において既存の指定管理者等と調整を進める。

3 【継続】 附属診療所となる場合の既存の土地・施設・設備の所有先、変更方法

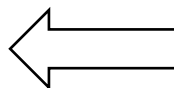
- ① 県立伊平屋診療所及び伊是名診療所については、起債の状況や引継ぎ等を考慮しながら資産の移管の方法については継続協議を行う。
- ② 市町村立診療所については、北部医療組合に対し無償貸与を基本として協議を行っていく。

4. その他（部会構成員の変更について）

※設置要綱別表1（第3条関係）部会構成員について、構成団体の申し出により下記のとおり変更を行う。

別表1（第3条関係）部会構成員 **【新】**

N0	構成団体及び職名	役職
1	沖縄県北部医療組合事務局長	部会長
2	一般財団法人沖縄県北部医療財団総務企画課長	委員
3	名護市 市民部長	委員
4	国頭村福祉課長	委員
5	大宜味村住民福祉課長	委員
6	東村福祉保健課長	委員
7	今帰仁村健康づくり推進課長	委員
8	本部町健康づくり推進課長	委員
9	恩納村 福祉健康課長	委員
10	宜野座村健康福祉課長	委員
11	金武町保健福祉課長	委員
12	伊江村医療保健課長	委員
13	伊平屋村 福祉保健課長	委員
14	伊是名村住民福祉課長	委員
15	沖縄県立北部病院事務部長	委員
16	北部地区医師会病院事務長	委員
17	公益社団法人北部地区医師会事務局長	委員
18	沖縄県病院事業局 総務課長	委員
19	沖縄県保健医療介護部医療政策課北部医療センター・ 医師確保推進室長	委員



別表1（第3条関係）部会構成員 **【旧】**

N0	構成団体及び職名	役職
1	沖縄県北部医療組合事務局長	部会長
2	一般財団法人沖縄県北部医療財団総務企画課長	委員
3	名護市健康増進課長	委員
4	国頭村福祉課長	委員
5	大宜味村住民福祉課長	委員
6	東村福祉保健課長	委員
7	今帰仁村健康づくり推進課長	委員
8	本部町健康づくり推進課長	委員
9	恩納村健康保険課長	委員
10	宜野座村健康福祉課長	委員
11	金武町保健福祉課長	委員
12	伊江村医療保健課長	委員
13	伊平屋村 住民課長	委員
14	伊是名村住民福祉課長	委員
15	沖縄県立北部病院事務部長	委員
16	北部地区医師会病院事務長	委員
17	公益社団法人北部地区医師会事務局長	委員
18	沖縄県病院事業局 総務企画課長	委員
19	沖縄県保健医療介護部医療政策課北部医療センター・ 医師確保推進室長	委員

